

証券コード 7628
平成22年6月4日

株 主 各 位

(本店所在地) 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
(本社事務所) 東京都港区虎ノ門三丁目7番2号
株式会社オーハシテクニカ
代表取締役社長 前川 富義

第58期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月22日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目5番1号
千代田区立 内幸町ホール
(平成21年11月に、本社事務所を東京都新宿区から東京都港区に移転いたしましたので、株主総会の場所を上記のとおり変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第58期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
 - 第5号議案 当社の従業員、当社子会社の取締役並びに従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ohashi.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、並びに今後の業績動向、財務体質及び資金需要等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は109,388,790円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき12円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	300,000千円
-------	-----------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	300,000千円
---------	-----------

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

(1) 2009年11月に本社事務所を東京都新宿区から東京都港区へ移転したことにより、本店所在地変更の目的により、定款第3条を変更するものであります

(2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役全員が同意し、監査役が異議を述べない場合には、取締役会を開催せずに書面により取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第1条～第2条) (条文省略)</p>	<p>(第1条～第2条) (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>
<p>(第4条～第24条) (条文省略)</p>	<p>(第4条～第24条) (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役会の書面決議)</u> 第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</p>
<p>(第25条～第43条) (条文省略)</p>	<p>(以下、条数を繰り下げ) (第26条～第44条) (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役 前川 富義、柴崎 衛、久保田 忠、小林 正一郎の4氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	前川 富義 (昭和24年11月26日生)	昭和44年3月 当社入社 平成4年3月 Fas Tac, Inc. (現OHASHI TECHNICA U. S. A., INC.) 社長 平成7年5月 取締役Fas Tac, Inc. 社長 平成8年7月 取締役Fas Tac, Inc. 社長兼O. S. Technology, INC. (現OHASHI TECHNICA U. S. A. MANUFACTURING INC.) 社長 平成13年11月 取締役海外事業部長 平成18年4月 常務取締役海外事業部長 平成19年6月 代表取締役社長 (現任)	160,400株
2	柴崎 衛 (昭和31年5月14日生)	平成元年4月 当社入社 平成11年12月 Fas Tac, Inc. (現OHASHI TECHNICA U. S. A., INC.) 副社長 平成13年11月 OHASHI TECHNICA U. S. A., INC. 社長 平成15年6月 執行役員同上 平成19年4月 執行役員経営管理部付部長 平成19年6月 取締役経営企画部長 平成20年6月 取締役経営企画部長兼海外事業部長 (現任)	22,100株
3	久保田 忠 (昭和21年9月16日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 取締役購買統括部長 平成12年6月 取締役品質保証部長 平成14年9月 取締役OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO., LTD. 兼OHASHI SATO (THAILAND) CO., LTD. 社長 平成18年4月 取締役調達本部長 平成20年11月 取締役、オーハン技研工業株式会社副社長 平成21年1月 取締役、オーハン技研工業株式会社社長 (現任)	71,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	小林 正一郎 (昭和28年4月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年10月 O. S. Technology. (現OHASHI TECHNICA U. S. A. MANUFACTURING INC.) 社長 平成9年3月 国際営業部長 平成10年6月 OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO., LTD. 社 長 平成11年6月 執行役員同上 平成14年11月 執行役員南関東支店長 平成19年1月 執行役員首都圏営業統括部長 平成19年6月 取締役第四営業統括部長 平成20年11月 取締役調達本部長 (現任)	40,100株

(注) 各候補者と当社の間、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

現在、当社の取締役の報酬額は、平成8年6月24日開催の定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認をいただいておりますが、当該報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬額として年額50百万円の範囲で、以下の内容によりストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役への新株予約権の割当は、その額が確定していない報酬等に該当し、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定された新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た金額となります。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものとします。

現在の当社取締役は4名ですが、取締役全員が本年定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。本年定時株主総会へ提案を予定している取締役候補者は4名であります。

1. 取締役に対して報酬として新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する貢献意識や士気を一層高め、長期的かつ安定的な業績向上を図ることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の内容

(1) 割当てを受ける者

当社の取締役に対して割当てるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,100個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし後項に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式110,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

(4) 新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。）

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額と、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金

額とし、1円未満の端数は切り上げる。

- ②新株予約権の発行後に株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または時価を下回る価額で自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}) \div \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式における「既発行株式数」は、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替える。

さらに割当日後、当社が資本の減少、株式分割または合併等を行う場合等、行使価額の調整を行うことが適切な場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成27年6月30日までとする。

- (7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員もしくはそれに準じる地位を保有していることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了・定年による退任・退職をしたとき等、会社が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めない。

③その他細目については、株主総会終了後に開催する取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

- (8) 新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が、新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、取締役会が別途定める日において、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

(12) その他細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役決議により決定するものとする。

第5号議案 当社の従業員、当社子会社の取締役並びに従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員、当社子会社の取締役並びに従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、長期的かつ安定的な業績向上を図ることを目的に、当社の従業員、当社子会社の取締役並びに従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の内容

(1) 割当を受ける者

当社の従業員、当社子会社の取締役及び従業員とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

5,400個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし後項に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式540,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

(4) 新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額と、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

②新株予約権の発行後に株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}) \div \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式における「既発行株式数」は、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替える。

さらに割当日後、当社が資本の減少、株式分割または合併等を行う場合等、行使価額の調整を行うことが適切な場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成27年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、従業員もしくはそれに準じる地位を保有していることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了・定年による退任・退職をしたとき等、会社が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めない。

③その他細目については、株主総会終了後に開催する取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める。

- (8) 新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が、新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、取締役会が別途定める日において、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 新株予約権の公正価額の算定方法
- 新株予約権1個当りの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。
- (12) その他細目事項
- 新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会の決議により決定するものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：千代田区立内幸町ホール

東京都千代田区内幸町1-5-1



都営三田線

内幸町A5番出口から後方の「内幸町交差点」信号を渡らず右折し、「国会通り」の右側にホール入口。徒歩5分

東京メトロ銀座線
都営浅草線

新橋駅7番出口に向かい内幸町地下通路（E 内幸町 日比谷）より徒歩5分
新橋駅7番出口に向かい内幸町地下通路（E 内幸町 日比谷）より徒歩5分

JR
お車

新橋駅（日比谷口）より第一ホテル東京方面 広場より階段を下る。徒歩5分
専用駐車場はありません。新幸橋ビル等周辺の時間貸駐車場（有料）をご利用ください。